

【改正】（用語の意義）

1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1)～(11) (略)

(12) 仮受消費税等の額 課税期間中に行った消法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税の額及び当該消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税の額に相当する金額をこれらに係る取引の対価の額と区分する経理をする場合における当該課されるべき消費税の額及び当該課されるべき地方消費税の額に相当する金額をいう。

(13) 仮払消費税等の額 課税期間中に行った課税仕入れ等に係る消法第30条第2項《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額（以下(15)までにおいて「課税仕入れ等に係る消費税額等」という。）をこれらに係る取引の対価の額と区分する経理をする場合における当該課税仕入れ等に係る消費税額等をいう。

(14) 控除対象外消費税額等 令第139条の4第5項《資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入》の「控除をすることができない金額及び当該控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額」をいう。

(15) (略)

【解説】

1 旧消費税経理通達では、法人税の課税所得金額の計算上、仮受消費税等の額及び仮払消費税等の額として計上すべき金額について明らかにしていなかった。

インボイス制度導入後においては、仕入税額控除の対象となる課税仕入れに係る消費税額は、適格請求書又は適格簡易請求書の記載事項に基づき計算した金額その他の政令で定めるところにより計算した金額とされ、免税事業者等から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができなくなる（28年改正法による改正後の消法30①）。

この点、インボイス制度導入後は、免税事業者等からの課税仕入れについて仕入税額控除の対象となる課税仕入れ等の税額がなく、取引の対価の額と区分される消費税等の額はないため、取引の対価の額に基づき法人税の課税所得金額の計算を行うことになるのであるが、仮にインボイス制度導入前どおりに仮払消費税等を計上する経理が行われた場合には、その経理が行われた金額はその事業年度の損金の額に算入されるのではないかとの疑義があった。

このため、新消費税経理通達では、法人税の課税所得金額の計算に適用する仮受消費税等の額及び仮払消費税等の額について法人税に関する法令の規定と同様に次のとおり定義を置くこととし、これと異なる金額で経理が行われた場合には、その差額をその取引の対価の額に算入して法人税の課税所得金額の計算を行うこと

とした。

2 具体的には、本通達において、法人税法施行令第139条の4第5項《資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入》の規定と同様に、以下のとおり定義を置くこととした。

(1) 仮受消費税等の額とは、課税期間中に行った課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税の額及び当該消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税の額に相当する金額をこれらに係る取引の対価の額と区分する経理をする場合における当該課されるべき消費税の額及び当該課されるべき地方消費税の額に相当する金額をいう（本通達(12)）。

(2) 仮払消費税等の額とは、課税期間中に行った課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額をこれらに係る取引の対価の額と区分する経理をする場合における当該課税仕入れ等に係る消費税額等をいう（本通達(13)）。

3 なお、令和3年改正通達経過的取扱い(2)において、インボイス制度導入後6年間は課税仕入れ等の税額を次の金額とする読替え規定を置いている。このため、免税事業者等との取引についての課税仕入れ等の税額がないこととなるのは、令和11年10月1日以後に行われる課税仕入れとなる。

- ・ 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間に行われる課税仕入れ 当該課税仕入れに係る支払対価の額に110分の7.8（軽減税率が適用されるものである場合は108分の6.24）を乗じて算出した金額に100分の80を乗じて算出した金額

- ・ 令和8年10月1日から令和11年9月30日までの間に行われる課税仕入れ 当該課税仕入れに係る支払対価の額に110分の7.8（軽減税率が適用されるものである場合は108分の6.24）を乗じて算出した金額に100分の50を乗じて算出した金額

4 また、旧消費税経理通達1(5)《用語の意義》では、控除対象外消費税額等の定義について、法人税法施行令第139条の4第5項及び第6項の文言を書き下ろして規定していたが、本通達(14)において、同条第5項の「控除をすることができない金額及び当該控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額」を引用して規定する見直しを行った。なお、改正前後で実質的な内容の変更はない。